

臨時会

冷夏災害者を救済 第5回 10月31日

● 農作物災害被害者の税軽減(条例制定)

今年の夏の異常気象災害による農作物の被害者に対して、平成15年度の町民税、国民健康保険税の減免措置により税負担の救済を行うための条例を制定です。

町民税、国民健康保険税の減免額は、それぞれ合計所得金額に応じて減免の割合を定めております。

● いもち病防除の補助(補正予算)

今回の一般会計補正予算は、448万7千円の増額です。その内訳は、今年の異常低温、日照不足により農作物に甚大な被害を受けたことから、水稻いもち病防除対策事業補助金、次期作付奨励事業補助金と農業災害対策資金利子保給補助金です。

職員等給料引き下げ 第6回 11月28日

● 職員等の給与の減額(条例改正)

平成15年8月の人事院による2年連続のマイナス勧告を受けて、国家公務員の給与改正に伴い、柴田町職員・企業職員の給与、町長・助役・収入役・教育長の月額給料及び期末手当について、人事院勧告に基づく内容により条例改正を行うもの

です。

改正の内容は給料、配偶者の扶養手当の引き下げ、住居手当の一部廃止、通勤手当支給の見直しなど、12月期末手当の0.25月分の引き下げなどです。

議員報酬を減額(条例改正)

柴田町特別職報酬等審議会に諮問された議長・副議長・議員の報酬に対する意見や、一般職員等の人事院勧告に基づく給与等の減額などを議会と

柴田町特別職報酬等審議会に諮問された議長・副議長・議員の報酬に対する意見や、一般職員等の人事院勧告に基づく給与等の減額などを議会と

しても重く受け止め、現下の厳しい社会情勢等を考慮に入れ、議会議員の報酬等を減額するものです。

職員の給与に関する質疑

● 国家公務員と町職員の給料の較差是正を

質疑 今回の給料の改正は、人事院勧告による官民給与の差のマイナスイメージを是正するためと言われております。しかし、一例を上げれば41歳の国家公務員の給料は37万7千535円ですが、同年代の柴田町行政職の給料は33万4千4円となり、柴田町の職員は4万3千531円低いこととなります。国家公務員と柴田町職員の給与の基準額の違いについて、町長はどのように考えているか。

答弁 本町においても、公務員給与の較差を縮めようとは考えております。



役場の執務状況

